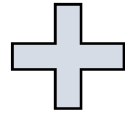


柏市立こどもルーム入所申込み提出書類確認シート

このシートでこどもルームの入所申込みに必要な提出書類をご確認ください。

(1) 柏市立こどもルーム入所申込書



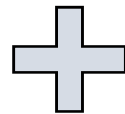
(2) 保育を必要とする事由を証明する書類

※保護者ひとりにつき1部提出していただきます。

就 労	出 産	疾 病 ・ 障 害	介 護 ・ 看 護	災 害	求 職 中	就 学 ・ 職 業 訓 練
ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ

該当する記号を裏面で確認

複数該当の場合は全て提出



(3) 該当する場合のみ提出する書類



生 活 保 護 受 給 世 帯	母 子 ・ 父 子 家 庭	母 子 ・ 父 子 家 庭 に 準 ず る 世 帯	児 童 ・ 保 護 者 が 外 国 籍	手 帳 を 所 持 し て い る 場 合	就 労 等 の 申 込 み で 、 出 産 を 予 定 し て い る 場 合
A	B	C	D	E	F

該当する記号を裏面で確認

複数該当の場合は全て提出

上の各記号と対応する必要書類を裏面で確認して、提出漏れや書類不足に注意してください。

【重要】

申込みに必要な書類について

(1) 柏市立こどもルーム入所申込書	<p>児童1人につき1枚必要 ※太枠内にボールペン(消えるペンは不可)で記入してください。 ※保護者代表者は、書類の送付先及び納付義務者となります。</p>
(2) 保育を必要とする事由を証明する書類	<p>児童1人につき1部必要 (2人目以降は写しでも可) ※下表「(2) 保育を必要とする事由を証明する書類」参照。</p>
(3) 該当する場合のみ提出する書類	<p>児童1人につき1部必要 (2人目以降は写しでも可) ※下表「(3) 該当する場合のみ提出する書類」参照。</p>

(2) 保育を必要とする事由を証明する書類 ※証明書は、提出日の6ヶ月以内に取得したものに限ります。				✓チェック欄	
				父親	母親
ア	保護者が就労している場合	就労証明書	保護者1人につき1枚必要。職場の人事担当者等による記入が必要(本人が事業主である場合を除き、 本人記入は無効)です。 ※自営業の方についても、同一の様式にて作成をお願いします。		
イ	母親が出産前後の場合	出産する子の母子手帳の写し	父母氏名、分娩予定日のページの写しが必要。 ※柏市発行の母子手帳の場合、順にP.1,4		
ウ	保護者が疾病、障がいにより、児童の保育ができない場合	診断書又は手帳の写し	診断書については、「①病名②症状③必要な療養期間(※具体的に「〇ヶ月」「1年以上」など)④保育ができない旨」の4点が記載されていること。 ※具体的な療養期間が記載されていない場合、入所許可期間が3ヶ月間になります。		
エ	保護者が介護、看護により、児童の保育ができない場合	・介護・看護状況申告書 ・診断書又は手帳、介護保険証の写し等	診断書については、「①病名②症状③必要な療養期間(※具体的に「〇ヶ月」「1年以上」など)④家族による常時介護・看護が必要な旨」の4点が記載されていること。 ※具体的な期間が記載されていない場合、入所許可期間が3ヶ月間になります。 ※その他、障害者手帳やケアプラン等があれば添付してください。		
オ	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	申立書等	災害復旧に従事し、保育ができない旨が分かる経緯及び期間を記載してください。 ※その他、罹災を証明する書類があれば添付してください。		
カ	求職活動中で、児童の保育ができない場合	添付書類不要	入所許可期間が 入所月の月末まで (16日入所の場合は翌月末まで)になります。 ※一世帯あたり 年度内1回のみ 利用可能です。		
キ	保護者が就学、職業訓練等の場合	・在学証明書又は受講決定通知等 ・カリキュラム・時間割の写し	保育を必要とする期間・日数や時間が分かるものが 必要 。 ※学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設。カルチャースクール等は対象外です。		

(3) 該当する場合のみ提出する書類 ※証明書は、提出日の6ヶ月以内に取得したものに限ります。				チェック欄
				✓
A	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書		
B	母子・父子家庭の場合	戸籍謄本又は離婚届の受理証明書	児童の親権者が明示されているものが 必要 です。 ※児童扶養手当証書や住民票は、親権者が確認できないため不可。 ※外国籍で戸籍がない方は不要です。 ※親権を有する方による申請であることの証明として、本書類のご提出を求めています。 ※昨年度ご提出された方につきましても、親権者に変更がないことを確認させていただくために、ご提出を求めています。	
C	離婚調停中で、親権者の一方が別居の場合(母子・父子家庭に準ずる世帯)	裁判所からの呼び出し状の写し(又は夫婦関係等調整調停申立書)	親権者の一方が別居…住民票が別であること。	
D	児童、保護者が外国籍の場合 If the child or guardian is a foreign national.	児童・保護者の在留カードの写し (A copy of the child or guardian's residency card.)	表裏両面の写しが必要です。在留資格・在留期間を確認します。 ※特別永住者証明書でも可。 Copies of both the front and back are required. Check your residency status and period of stay. *Special permanent resident certificate is also acceptable.	
E	手帳をお持ちの場合	障害者手帳等の写し	入所希望児童が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、その写しを添付してください。 ※保護者、同居世帯員の手帳等は必ず提出いただく書類ではありませんが、入所審査の点数に加算されます。	
F	就労等の申込で、出産を予定している場合	出産する子の母子手帳の写し	父母氏名、分娩予定日のページの写しが必要。 ※柏市発行の母子手帳の場合、順にP.1,4	

※必要書類が不足している場合や記入漏れなどがありますと、書類の再提出や入所を却下させていただく場合がございます。

提出前に記入漏れや間違いが無いか再度ご確認ください。

※同居する20歳以上65歳未満の者の証明書類は提出不要です。

※母子・父子家庭に準ずる世帯において、別居のみで離婚調停前の場合や、離婚調停中でも同居の場合は、就労証明書等の(2) 保育を必要とする事由を証明する書類の提出が必要です。

※本用紙はご提出いただくものではございません。